

透析患者送迎業務委託仕様書

1. 業務内容

- (1) 透析患者の送迎業務
- (2) 送迎ルートのご案内
- (3) 車両管理業務

2. 委託期間

2024年12月1日から2027年11月30日までの3年間。

3. 業務日

毎週 月曜～土曜

※盆・正月などの大型連休中も業務を行う。

4. 業務場所

病院から片道30分程度までの範囲。

5. 業務時間

(1) 迎え

8:00～ 9:30

(2) 送り

14:00～15:30

※透析の都合により業務時間に遅延が発生する場合のある事を了承すること。

6. 就業人数・資格

2名以上(運転手1名、補助員1名)

ただし、運転手がヘルパー2級以上の資格を保有しているか、介護職員初任者研修を修了済みであれば、就業人数を運転手1名のみとしてもよい。

7. 送迎車両

- (1) 病院が保有する車両を無償貸与するが、受託者が車を用意してもよい。
- (2) 病院の車両を使用する場合は法令に沿って車両の管理を行い、記録を最低1年分保管すること。
- (3) 病院の車両の継続検査費用、一年点検費用は病院が負担する。
- (4) 病院の車両が故障したとき、その故障が受託者の使用方法に起因する物でなければ、病院が修理費用を負担する。
- (5) 病院の車両の(3)と(4)以外に発生する費用については燃料費を含めて受託者が負担すること。
- (6) 病院の車両が故障し送迎を行う事ができない場合は、病院透析室へ報告し指示を仰ぐこと。
- (7) 病院から貸与する事のできる車両については次の通り

・トヨタ ハイエースバン ウェルキャブ 車イス仕様 Bタイプ

・平成 30 年式

・後輪駆動

8. 送迎範囲と人数

- (1) 送迎1回あたり最大 5 人までを想定している。
- (2) 車イスの患者は車に多人数乗せられない事を考慮し依頼する。
- (3) ストレッチャーの必要な患者は想定していない。

9. 患者への対応

- (1) 患者の家の玄関から透析室までの間の移動を介助する。
- (2) 迎えの際は車に乗るまでに体温を測定し 37.5 分以上の熱が無い事を確認し、体温が高い場合は病院透析室へ連絡し指示を仰ぐこと。
(体温計は請負者が用意する。接触式・非接触式は問わない。)
- (3) 送迎中は患者の体調へ気を配り、体調が悪くなれば病院透析室へ連絡し指示を仰ぐこと。

10. 送迎体制

- (1) 送迎ルートは委託者が事前に送迎業務時間内に収まる距離・人数である事を確認した上で提示するが、受託者が業務の都合により自由にルートを変更してもよい。
- (2) 迎え業務の開始は患者の家へ直接向かってよいこととするが、8:00 より早い時間に訪問しないこと。
- (3) 送り業務の開始は業務時間までに透析室前で待機すること。
- (4) 送り業務の終了時は病院透析室へ、患者全員を送った事を報告すること。
- (5) 天候、交通の状況、患者の都合等により送迎に遅れが発生する時は、それが分かった時点で委託者へ報告すること。
- (6) 患者が目的地(病院又は自宅)以外の場所へ寄る要望を出した時、それがトイレ等でやむを得ない状況である時以外は断ること。
- (7) 病院での乗降時、病院正面玄関横の停車スペースに長時間停車をする事となってもよい。
- (8) 天災その他やむを得ない事情により送迎業務の中止を検討する場合、委託者と協議を行った上で決定すること。
- (9) 受託者が用意する車を使用する場合、透析患者の送迎に支障が無ければ車を複数台使用する運用としてもよい。
- (10) 受託者が用意する車が故障しても、透析患者の送迎に支障が出ない体制を作ること。

11. 連絡体制

- (1) 委託者と送迎車両で連絡のできる体制を整備すること。
- (2) 緊急時の連絡体制を整備し、委託者へ提出すること。

12. その他

- (1) 業務において疑義が生じた場合はその都度協議を行う。
- (2) 送迎業務に起因する損害や傷害に対する賠償は受託者がその責を負うこと。それに必要な保険に加入すること。

